

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A項

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B項

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
 - b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。
- C項 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

* 字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

* ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
- b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。
- c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。
- d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

一 評論文（文学部）（45点）

問1 5点

（模範解答例）

A ○1点

民主主義とは単に政治的意思決定のルールに過ぎず、

B ① ○1点

B ② ○1点

そこに平和愛好的、好戦的とかの 価値は含まれないとしても、

C ① ○1点

その意思決定は必然的に「全体」を目指すものだから。（5点）

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○1点

【構造点】

・ Xは、傍線部の理由を、民主主義の前提条件であるAを、国家的な要素を否定するBと、肯定するCに引き裂いて説明する、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは条件Aと、条件B内の要素が一つ以上、それに条件C内がそろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 A+Bの要素+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。（4点満点）

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した条件・要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。（1点）

A 「民主主義とは単に政治的意思決定のルールに過ぎず、」（1点）

※ 傍線部の理由説明をするための前提条件。

○ 「民主主義は政治的意思決定の約束ごとに過ぎず、」「民主主義というものは政治的な意思決定の手続きに他ならず」などでも可。

× 「民主主義」「政治的な意思決定ルール」の二成分のニュアンスがそろってなければ×0点。

B 「そこに平和愛好的、好戦的とかの価値は含まれないとしても、」（2点）

※ Aを説明する一方の条件。

① 「そこに平和愛好的、好戦的とかの」の要素に1点。

○ 「そこに平和愛好的か否かなどの」「そこに好戦的であるかどうかなどの」などでも可。

× 「平和愛好的」あるいは「好戦的」のいずれかの成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

② 「価値は含まれないとしても、」の要素に1点。

○ 「価値が欠けているとしても、」「価値は必ずしも含まれないが、」などでも可。

× 「『価値』の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「その意思決定は必然的に『全体』を目指すものだから。」(1点)

※ Aを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

○ 「意思決定そのものが結果的に『全体』を志向するものだから。」「意思決定のあり方自体が必ず『全体』を含意するものだから。」などでも可。

× 「意思決定」「全体」の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

問2 7点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

民主主義の本質が国民主権だとすれば、 主権者の国民は国民自身を守らなければならない

A③○1点

ないということになって

国家主義的にならざるを得ないが、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

他方で国家主義が過度になると 個人は私的権利を守ろうとして 国家に対立することに

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

もなること。(7点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは条件A、Bの要素がそれぞれ二つ以上そろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても、原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「民主主義の本質が国民主権だとすれば、主権者の国民は国民自身を守らなければならないということになって、国家主義的にならざるを得ないが、」(3点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 「民主主義の本質が国民主権だとすれば、」の要素に1点。

○ 「民主主義の本質を国民主権だと定義すれば、」「民主主義イコール国民主義だとすれば」などでも可。

× 「民主主義」「国民主義」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

② 「主権者の国民は国民自身を守らなければならないということになって、」の要素に1点。

○ 「主権者の国民は国民を守らねばならないことになり、」「国民主権は国民を守る義務をもたらし、」などでも可。

× 「主権者の国民」「国民を守る」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

- ③ 「国家主義的にならざるを得ないが、」の要素に1点。
- 「国家主義者でもなければならぬが、」「ナショナリストたらざるを得ないが、」などでも可。
- × 「国家主義的（国家主義者）」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「他方で国家主義が過度になると個人は私的権利を守ろうとして国家に対立することにもなること。」(3点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

- ① 「他方で国家主義が過度になると」の要素に1点。
- 「一方、国家主義が行き過ぎると」「しかし、国家主義的な要素が過剰になると」などでも可。
- × 「国家主義」「過度」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。
- ② 「個人は私的権利を守ろうとして」の要素に1点。
- 「人は私的な権利を防衛しようとして」「私的権利を守ることに個人が傾き」などでも可。
- × 「私的権利を守る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「国家に対立することにもなること。」「の要素に1点。
- 「国家と対峙するようにもなること。」「国家に対抗することにもなること。」「などでも可。
- × 「国家に対立」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問3 8点

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点

古代アテネの民主政では、戦争参加が市民意識を高め、市民〓兵士の数の多さが戦

A③○1点

争遂行能力を高め、さらに戦果である植民地が富と誇りの源であったし、

B①○1点 B②○1点

また現代アメリカの民主主義も、外敵の存在によって、求心力を高めてうまく機能し

X〈分析〓分けること〉○1点

ているように、

C①○1点 Y〈総合〓まとめること〉○1点

民主主義と戦争が不可分の関係にあると言えるから、 (8点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、条件A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、A、B内の要素がそれぞれ二つ以上あれば、この仕組みの骨組みは成立していると見なし1点加算。

X〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

・Yは、A、BをCにまとめて結論づける〈総合〓まとめること〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ二つ以上入っており、さらに条件Cがあれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A、B内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「古代アテネの民主政では、戦争参加が市民意識を高め、市民Ⅱ兵士の多さが戦争遂行能力を高め、さらに戦果である植民地が富と誇りの源であったし、」(3点)

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

① 「古代アテネの民主政では、」の要素に1点。

○ 「古代アテネの民主主義では、」民主政のアテネでは「などでも可。

× 「アテネ」「民主政」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

② 「戦争参加が市民意識を高め、市民Ⅱ兵士の多さが戦争遂行能力を高め、」の要素に1点。

○ 「戦争参加と市民意識が結びついており、市民Ⅱ兵士であったため、その数の多さが戦争遂行能力を高め、」市民意識は戦争参加によって高められ、市民Ⅱ兵士の数が多かったことが戦争における勝利の可能性を高め、「などでも可。

× 「戦争参加が市民意識を高める」「市民Ⅱ兵士の多さが戦争遂行能力を高める」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

③ 「さらに戦果である植民地が富と誇りの源であったし、」の要素に1点。

○ 「加えて植民地から得る名声と富がアテネの誇りの源であったし、」戦争で得た植民地から富と誇りを引き出すことができたし、「などでも可。

× 「植民地」「富と誇りの源」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

B 「また現代アメリカの民主主義も、外敵の存在によって、求心力を高めて巧く機能するように、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「また現代アメリカの民主主義も、」の要素に1点。

○ 「一方現代のアメリカ民主主義も同様に、」他方、現代アメリカ民主主義もまた、「などでも可。

× 「現代のアメリカ民主主義」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「外敵の存在によって、求心力を高めて巧く機能するように、」の要素に1点。

○ 「外敵がいるからこそ、求心力を維持してうまく機能しているように、」外敵が存在するおかげで、求心的に力をためて上手く機能するように、「などでも可。

× 「外敵の存在」「求心力を高めて巧く機能」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

C 「民主主義と戦争が不可分の関係にあると言えるから。」(1点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

○ 「民主主義ならびに戦争が切り離すことのできない関係にあるから。」「一方で民主主義、他方で戦争が固く結びついているといえるから。」などでも可。

× 「民主主義と戦争」「不可分の関係」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

(模範解答例)

A①○1点

民主主義は、自分の意見を自由に表現できなければ成立しないから、

A②○1点

確かに民主主義

と自由主義は結びつく面を持つが、

B①○1点

他方でその民主的な意思決定を全員が守ることが義務付けられる点で、全体主義的な質

B②○1点

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

をもち、自由主義に反する面も持つので、

C①1点

Y〈総合〓まとめること〉○1点

われわれの考え方は不十分だと考えている。(7点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を、〈矛盾〉する条件A、Bに引き裂いて説明する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、

A、B内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立していると見なし1点加算。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

・ Yは、A、BをCにまとめて結論づける〈総合〓まとめること〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上入っており、かつCがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、またA、B内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(5点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素、条件の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「民主主義は、自分の意見を自由に表現できなければ成立しないから、確かに民主主義と自由主義は結びつく面を持つが、」(2点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。譲歩的な条件である。

① 「民主主義は、自分の意見を自由に表現できなければ成立しないから、」の要素に1点。

○ 「民主主義というものは、表現の自由がなければ成立不可能だから、」そもそも民主主義なるものは、自分の自由な意見を表現できなければ不成立だから、「などでも可。

× 「民主主義」「自分の意見を自由に表現できるから成立(ただし二重否定の形でもよい)」の二成分のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「確かに民主主義と自由主義は結びつく面を持つが、」の要素に1点。

○ 「民主主義と自由主義は結びつくといえるが、」「民主主義は自由主義に確かに接続するものだが、」などでも可。

× 「民主主義と自由主義」「結びつく」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「他方でその民主的な意思決定を全員が守ることが義務付けられる点で全体主義的な質をもち、自由主義に反する面も持つので。」(2点)

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「他方でその民主的な意思決定を全員が守ることが義務付けられる点で全員が守ることが義務付けられる点で全体主義的な質をもち、」の要素に1点。

○ 「一方で民主的意思決定を全ての者が守らなければならない点で本質的に全体主義的なものを含んでおり、」「他方で民主的な意思決定を誰も拒否できないという意味で全体主義に傾く質を内包しており、」などでも可。

× 「民主的な意思決定を全員が守るのが義務」「全体主義的な質」の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

② 「自由主義に反する面も持つので、」の要素に1点。

○ 「自由主義の精神と矛盾する面も持つので、」「自由主義と対立する局面もあるので、」などでも可。

× 「自由主義の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「われわれの考え方は不十分だと考えている。」(1点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

○ 「われわれの考え方は誤りを含んでいると考えている。」「われわれの考え方を正しいとは言えないと考えている。」などでも可。

× 「我々の考え方の部分否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問5 5点

(模範解答例)

A①○1点

アメリカの経営トップと平社員の数百倍にも及ぶ賃金格差を例えば5倍以内に縮めると

A②○1点

いろいろな 全体主義的な政策の、

B○1点

B②1点

資本家側が自由経済の原則にのっとって稼いだ資産を巻き上げることで、自由な経済活

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

動を制限してしまおうという点。(5点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、A「何の」に相当する条件と、Bの「どういう点」に相当する〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この仕組みの骨組みは成立していると思なして1点加算。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(4点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「アメリカの経営トップと平社員の数百倍にも及ぶ賃金格差を例えば5倍以内に縮める」というような全体主義的な政策の、」(2点)

※ 傍線部を説明するための、「何の」に相当する条件。

① 「アメリカの経営トップと平社員の数百倍にも及ぶ賃金格差を例えば5倍以内に縮める」というような「の要素に1点。

○ 「アメリカの経営トップと平社員間の数百倍の賃金格差を数倍以内に縮小する」というような「アメリカの企業中枢と平の間の膨大な賃金格差を例えば五倍以内に圧縮する」というような」などでも可。

× 「アメリカの経営トップと平社員の膨大な賃金格差」「数倍以内に縮める」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

② 「全体主義的な政策の、」の要素に1点。

○ 「全体主義的な決定の、」「全体主義とも言うべき政策の、」などでも可。

× 「全体主義的な政策」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「資本家側が自由経済の原則にのっとって稼いだ資産を巻き上げることで、自由な経済活動を制限してしまう」という点。」(2点)

※ 傍線部を説明するための、「どういう点」に相当する条件。Aとは〈矛盾〉しない条件である。

① 「資本家側が自由経済の原則にのっとって稼いだ資産を巻き上げることで、」の要素に1点。

○ 「資本家が自由経済のルールの上で稼ぎ出した資金を取り上げることで、」「経営側が自由主義経済の成果として獲得した資金を巻上げることで、」などでも可。

× 「資本家(側)」「自由経済にのっとって稼いだ資金を巻上げる」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

② 「自由な経済活動を制限してしまう」という点。」「の要素に1点。

○ 「経済活動の自由を奪ってしまう」という点。」「自在な経済活動を束縛してしまう」という点。」「などでも可。

× 「自由な経済活動」「制限」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

(模範解答例)

A①○1点

A②1点

自由主義と全体主義は 後者が私的自由を認めないことで対極にあるが、

B○1点

民主主義は個人の自由を認めることも、制限することもあるのです。

X〈分析〓分けること〉○1点

C○1点

Y〈総合〓まとめること〉○1点

前二者のどげらにも傾きうる中間にあると考えている。(6点)

【構造点】

・Xは、傍線部内の「民主主義」・「自由主義」・「全体主義」の三者の関係を、〈矛盾〉しないA、Bの二条件に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここではAの要素が一つ以上と、条件Bがそろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとなしして1点加点。

X〈分析〓分けること〉 Aの要素+B ○1点

・Yは、A、BをCにまとめて結論づける〈総合〓まとめること〉の構造への評価である。ここでは、A、の要素が一つ以上あって、さらにBかつCがあれば、この構造の骨組みは成立しているとなしして1点加点。

Y〈総合〓まとめること〉 Aの要素+B+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士においても、また条件A内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(4点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「自由主義と全体主義は後者が私的自由を認めないことで対極にあるが、」(2点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。

① 「自由主義と全体主義は」の要素に1点。

○ 「自由主義と全体主義の関係は」「自由主義と全体主義の配置は」などでも可。

× 「自由主義と全体主義」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「後者が私的自由を認めないことで対極にあるが、」の要素に1点。

○ 「後者が個人の自由を認めないため対立関係にあるが、」「全体主義が個人の私的自由を認めないので相容れないが、」などでも可。

× 「全体主義による私的自由の否定」「対極」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「民主主義は個人の自由を認めることも、制限することもあるのです、」(1点)

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

○ 「民主主義というものは私的自由を認めることも、制限を強いることもあるので、」「民主主義といえ

ば個人の私的な自由を認めることも、抑圧する場合もあるので、「などでも可。

× 「民主主義」「個人の自由を認めることも、制限することもある」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

C 「前二者のどちらにも傾きうる中間にあると考えている。」(1点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

○ 「前二者いずれにも傾きうるどっちつかずの危うい存在だと考えている。」「前二者のどちらにも転移しうるあいまいな存在だと考えている。」などでも可。

× 「前二者(＝自由主義と全体主義)のどちらにも傾きうる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問7 7点

(模範解答例)

A○1点

≒democracy≒

B○1点

本来意思決定のルールに過ぎず、民主政治や民衆政治と訳すべきだから、

C①○1点

C②○1点

日本語訳の民主主義は誤訳であり、またそこに「主義」という理想が含まれるような幻

想を与えてしまふ、
X〈分析〓分けること〉○1点

D○1点

Y〈総合〓まとめること〉○1点

結果的に日本の民主主義観を歪めたと考えている。(7点)

【構造点】

・Xは、傍線部に対する筆者の見解を説明すべく、条件Aを、〈因果関係〉を構成する条件B、Cに〈分析〓分けること〉する構造への評価である。ここでは、条件Aがあり、また条件Bと、Cの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとき、なして1点加算。

X〈分析〓分けること〉 A+B+Cの要素 ○1点

・Yは、B、CをまとめてDとして結論づける〈総合〓まとめること〉の構造への評価である。ここでは、Bと、Cの要素が一つ以上あり、かつDがあれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓まとめること〉 B+Cの要素+D ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件C内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。
(5点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加

点する。(2点満点)

A 「*democracy*」は」(1点)

※ 傍線部への筆者の見解を説明するための、話題提示の条件。

- 「*democracy*」とは」「*democracy*」なるものは」などでも可。
- × 「*democracy*」の成分が入っていないなければ×0点。

B 「本来意思決定のルールに過ぎず、民主政治や民衆政治と訳すべきだから、」(1点)

※ Aを説明する〈因果関係〉の〈因〉の条件。

- 「意思決定の一つのルールであるというにとどめるべきであり、民主政治などと訳しておくべきなので、」意思決定のルール以外ではありえず、民衆政治などとしておくべきだから、」などでも可。
- × 「意思決定のルール」「民主政治あるいは民衆政治」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

C 「日本語訳の民主主義は誤訳であり、またそこに『主義』という理想が含まれるような幻想を与えてしまい、」(2点)

※ Aを説明する〈因果関係〉の〈果〉の条件。

- ① 「日本語訳の民主主義は誤訳であり、」の要素に1点。
- 「日本語の民主主義という訳は誤りであって、」「民主主義という日本語訳は誤りであり、」などでも可。

- × 「日本語訳の民主主義」「誤訳」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。
- ② 「またそこに『主義』という理想が含まれるような幻想を与えてしまい、」の要素に1点。
- 「また『主義』が含む理想の意味内容を含むような幻想をもたらして、」「さらにそこに『主義』が含む理想的なニュアンスを孕むかのような幻想を生み出して、」などでも可。
- × 『『主義』』という理想」「幻想」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

D 「結果的に日本の民主主義観を歪めたと考えている。」(1点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

- 「日本の民主主義観を最終的に歪曲してしまったと考えている。」「日本の民主主義観を誤りに導いたと考えている。」などでも可。
- × 「日本の民主主義観」「歪めた」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

大問二（歌の大意）

問1（ア）

■形式上の不備

- ・文末表現・句読点は不問

基準 配点：2点

■現代語訳問題

■模範解答

a b

このようには詠まないだろう

■採点方法：各要素単独採点

■字数制限無し

■要素a このように：1点

- ・同意例：こう（近称の状態を表す指示語）の意味がなければ、要素a 加点無し
- ・「は」は不問

・内容を補う場合は「この右近の歌のように」など。間違っていれば要素a 加点無し。

■要素b 詠まないだろう：1点

- ・「詠む」の意味がなければ、要素b 加点無し
- ・「ないだろう」（打消推量）の意味が無ければ要素b 加点無し

■その他：真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問

問1（イ）

■形式上の不備

- ・文末表現・句読点は不問

基準 配点：2点

■現代語訳問題

■模範解答

a b

心の 冷淡なこと

■採点方法：各要素単独採点

■字数制限無し

■要素a 心：1点

- ・同意例：「愛情・心情」。この意味がなければ、要素a 加点無し
- ・「の」は「の・が」など
- ・具体的に内容を補う場合は「男の右近に対する愛情」など。

■要素b 冷淡なこと…1点

- ・「冷淡だ・冷たい・薄情だ」の意味がなければ、要素b加點無し
- ・「こと」は補っていないなくても可とする
- ・不可例…平然としている・変わりない

■その他…真逆の意味になっていなければ、語順は不問

問1(ウ)

■形式上の不備

- ・文末表現・句読点の有無は不問

基準 配点…2点

■現代語訳問題

■模範解答

a b

なんと あきれることよ

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素a なんと…1点

- ・同意例…実に「どれほど・どんなに」も感嘆文になっていれば可
- ・不可例…どのように…どうしてなど疑問文であるものは要素a加點無し

■要素b あきれる…1点

- ・「驚く」など、批判的な評価であることがわからないものは要素b加點無し。
- ・「こと」や「よ」などの文末表現は不問

■その他…真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問

問1(エ)

■形式上の不備

- ・文末表現・句読点の有無は不問

基準 配点…3点

■現代語訳問題

■模範解答

a

b

c

取るに足りないことを | 言っていられよう | か

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素 a 取るに足りない…1点

- ・ 同意例…「奥深くない・思慮が足りない・重大ではない・軽々しい」など
- ・ 不可例…あさはかだ のままであるのは不可とする。要素 a 加点無し

■要素 b 言っていられよう…1点

- ・ 「言う」+「可能」で、「言える」「言っていられる」など、両方そろって要素 b 加点。

■要素 c くか(いや、いられない)…1点

- ・ 反語「くか」・「くか、いや言っていられない」・「言っていられない」の三種の意であれば要素 c 加点。

■その他…真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問

問2

■形式上の不備

- ・ 文末表現は要素 d 参照。
- ・ 句読点の有無は不問

基準 配点…4点

■内容説明問題

■模範解答

a b c

忘れるようなことがあったら命も絶えるだろうと 神に誓って契りを結んだのに、自分を忘れて

d

いて、天罰が下って命を失ってもおかしくない状態。

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素 a 忘れるようなことがあったら命も絶えるだろうと…1点

- ・ 男が右近を忘れないということを、誓ったことがわかれば要素 a 加点。
- ・ 不可例…人物関係が言及されていて間違っている場合は要素 a 加点無し

■要素 b 神に誓って契りを結んだのに…1点

- ・ 二人の間だけではなく、a のような誓いを神に誓ったことがわかれば要素 b 加点。

■要素 c 自分を忘れていて…1点

- ・ 男が右近を「忘れたこと・訪れなくなったこと・捨てたこと」がわかれば要素 c 加点。
- ・ 不可例…人物関係が言及されていて間違っている場合は要素 c 加点無し

■要素 d 天罰が下って命を失ってもおかしくない状態…1点

- ・ 男に「天罰が下る」・男が「命を落とす」・男の「命が危うい」ことがわかれば要素 d 加点。
- ・ 文末が「く状況・状態」であること。なければ要素 d 加点無し

■その他…要素 d に私を忘れてしまったので「命が危うい・天罰が下る」と言及されていない場合、要素 a に「忘れたら命も絶える・忘れないと命をかける」と言及されていれば可とする。a か d のどちらかに命がけであることを書くこと。どちらもない場合は、要素 d 一点減点。

問3

■形式上の不備

- ・動詞は 活用の種類＋品詞＋終止形＋活用形の四点を、
- 助動詞は 意味＋品詞＋終止形＋活用形の四点を、
- 助詞は 助詞の種類のみ

で、単語ごとに完答で減点法。

基準 配点：3点

■文法的説明問題

■模範解答

a

b

c

下二段活用動詞「絶ゆ」の連用形／強意(完了)の助動詞「ぬ」の未然形／推量の助動詞「む(ん)」

d

の終止形／終助詞

■採点方法：各要素1点で減点法

■字数制限無し

■要素a 下二段活用動詞「絶ゆ」の連用形：1点

- ・活用の行は無くても可。ある場合はヤ行でなければ1点減点。
- ・下二段活用動詞は、下二段動詞でも可とする。

・『「絶ゆ」の連用形』は、「の」がなくても可とする。「形」がないのは不可。

■要素b 強意(完了)の助動詞「ぬ」の未然形：1点

- ・強意だけ、完了だけでも可とする。

・「強意(完了)の助動詞「ぬ」の未然形」は、どちらの「の」がなくても可とする。「形」がないのは不可。

■要素c 推量の助動詞「む(ん)」の終止形：1点

- ・「む」だけでも「ん」だけでも可とする。

・「推量の助動詞『む(ん)』の終止形」は、どちらの「の」がなくても可とする。「形」がないのは不可。

■要素d 終助詞：1点

- ・「助詞」だけは不可。

・「強意の終助詞」「念押し終助詞」も可。強意・念押しが間違っている場合は1点減点。

■その他：合計で4点分あるので、間違いがあれば1点ずつ減点する。したがって三つの単語が間違った時点で0点となる。

問4

■形式上の不備

- ・文末表現は要素d参照。
- ・句読点の有無は不問

基準 配点：4点

■内容説明問題

■模範解答

a 恨む様子も見せず、嘆き言を言っても甲斐がなく恥になることを理解し、その嘆きをうまく言い換えて、「冗談めかして詠んだこと。」
b
c
d

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素 a 恨む様子も見せず…1点

・右近の態度について恨む様子を見せないこと、右近の歌や発言について恨み言がないこと、のどちらかがわかれば要素 a 加点。

■要素 b 嘆き言を言っても甲斐がなく恥になることを理解し…1点

・右近が恨み言を言うことは恥であること、または、言っても仕方ないことだと思っていることがわかれば要素 b 加点無し。

■要素 c その嘆きをうまく言い換えて…1点

・右近が恨みや嘆きを「言い換えている」「転換している」ことがわかれば要素 c 加点。

■要素 d 冗談めかして詠んだこと…1点

・嘆きを実際には「冗談めかして（たはむれめきて）」詠んだことがわかれば要素 d 加点。
・文末が「〜こと・点」であること。なければ要素 d 加点無し

■その他…語順は不問。

問5

■形式上の不備

・文末表現は不問。

・句読点の有無は不問

基準 配点…6点

■内容説明問題

■模範解答

a 右近の歌は 男との関係が絶えているので、男の命を惜しむと詠んでも、本心は恨みでしか
b
c
d ないが、大和物語の二人の女の歌は、男との関係が続いているので、別の女のもとにいても男を
e
f

慕っているのは本心であり、貞女の鑑と言える。

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素 a 右近の歌は…1点

・右近の歌についての説明であることを明示していれば要素 a 加点。

■要素 b 男との関係が絶えているので .. 1点

・ 右近と男の関係が終わっていることがわかれば要素 b 加点。

■要素 c 男の命を惜しむと詠んでいても、本心は恨みでしかない .. 1点

・ 右近の歌の本心が恨みであることがわかれば要素 c 加点。

■要素 d 大和物語の二人の女の歌は .. 1点

・ 大和物語の二人の女の歌についての説明であることを明示していれば要素 d 加点。

■要素 e 男との関係が続いているので .. 1点

・ 二人の女と相手の男の関係が続いていることがわかれば要素 e 加点。

■要素 f 別の女のもとにいても男を慕っているのは本心であり、貞女の鑑と言える .. 1点

・ 女たちは本心から男を慕っていること、筆者は二人の女こそ貞女の鑑と考えていることの二点がわかれば

要素 f 加点。

■その他 .. 語順は不問。

問
6

■文学史問題

■模範解答 配点 .. 各2点

藤原定家

・ 正しい漢字・フルネームであること。

E

・ 記号であること。

■採点方法 .. 各単独採点

問1 ①

■形式上の不備

・文末表現は要素c参照。・句読点は不問

基準 配点：4点

■現代語訳問題

■模範解答

a b c d

「姉上に 挨拶しないのも どうであろうか」とお思いになるので

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素a 姉上に…1点

・同意例…「姉に・大納言の上に」など 要素a加點

■要素b 挨拶しないのも…1点

・同意例…「連絡しないのも・挨拶がないのも」など 要素b加點

■要素c どうであろうか…1点

・同意例…「どんなものだろうか・どうしたものでしょうか・いかがなものか」などためらいを表す語であれば要素c加點。

■要素d お思いになるので…1点

・同意例…思いなさる ↑「思う」の尊敬語

・同意例…から・ため ↑原因・理由

両方完答で要素d加點。

■その他…真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問

問1 ②

■形式上の不備

・文末表現・句読点は不問

基準 配点：3点

■現代語訳問題

■模範解答

a b c

二度と ここに帰って見ることも ないだろうよ。

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素 a 二度と…1点

・同意例：「再び・また」。この意味がなければ、要素 a 加点無し

■要素 b ここに戻って見ること…1点

・「戻ってくる」の意味があれば、「見る」の意の有無は不問とする。

・「(邸の景物を) 見る・(姉に) 会う」の意味があれば、「戻ってくる」の有無は不問とする。

■要素 c ないだろうよ…1点

・打消推量「くないだろう・まい」 不本意に戻らないので、打消意志は不可。

・終助詞「よ」は不問。↑文末表現は不問。

■その他：真逆の意味になっていなければ、語順は不問

問1 ③

■形式上の不備

・文末表現・句読点の有無は不問

基準 配点：3点

■現代語訳問題

■模範解答

a b c

魅力が あふれてしまうほど かわいらしくて

■採点方法：各要素単独採点

■字数制限無し

■要素 a 魅力が…1点

・同意例：美しさ・気品・愛らしさ・愛敬

・不可例：匂い・色合い は要素 a 加点無し

■要素 b あふれてしまうほど…1点

・「あふれる・こぼれる」+「ほど」の両方そろって要素 b 加点。

・「てしまう」は不問

■要素 c かわいらしくて…1点

・同意例「かわいらしい・かわいい・いとおしい・いじらしい」があれば文末表現は不問

・不可例：美しい

■その他：真逆の意味になっていなければ、余計な言葉があっても不問

問2

■形式上の不備

・文末表現は要素 d 参照。

・句読点の有無は不問

基準 配点：4点

■ 内容説明問題

■ 模範解答

a 夫と妹の関係を知った姉のつらさも、妹の自分に対して姉が取る冷淡な態度も、すべて大納言と
b
c
d 通じてしまった自分のせいである という状況。

■ 採点方法…各要素単独採点

■ 字数制限無し

■ 要素 a 夫と妹の関係を知った姉のつらさも…1点

・ 姉の「つらさ・切なさ・情けなさ・嫌悪感」

・ その理由が「夫と妹が通じていたこと」であること。

二点が両方そろって要素 a 加点

■ 要素 b 妹の自分に対して姉が取る冷淡な態度も…1点

・ 姉の「冷淡な」態度。

・ 不可例「平然としている・変わらない」

・ 「妹（自分）に対する」の有無は不問。

■ 要素 c すべて大納言と通じてしまった自分のせいである…1点

・ 自分のせいである。

・ 自分は姉の夫と通じてしまったこと。

二点が両方そろって要素 c 加点。

■ 要素 d という状況…1点

・ 文末が「く状況・状態」であること。なければ要素 d 加点無し

■ その他…要素 a・bのどちらかに「姉」の心情や態度であることを明示すること。
ない場合は減点1点。

問3

■ 形式上の不備

・ 「(中の君)が」「くことを望んでいる」要素 a・d 参照。
・ 句読点の有無は不問

基準 配点…4点

■ 心情説明問題

■ 模範解答

a 中の君が、邸から広沢に退くだけでなく、さらに出家する
b
c ことを望んでいる。
d

■ 採点方法…各要素単独採点

■ 字数制限無し

■ 要素 a 中の君が…1点

・主語は「中の君」

■要素b 邸から広沢に退く…1点

・(父のいる) 広沢に行くこと。父のもとに行くこと。

■要素c 出家する…1点

・出家すること。

・不可例…「死ぬ」。↑「山に入る」の語義から離れるので不可。

■要素d ことを望んでいる。…1点

・設問指定の文末表現。これがないものは要素d加算無し

■その他…文法的な間違いが含まれていなければ、余計な言葉があっても不問

問4

■形式上の不備

・文末表現は要素d参照。

・句読点の有無は不問

基準 配点…6点

■心情説明問題

■模範解答

a

b

c

中の君と離れていた時は、中の君が姉の夫と通じるとは 思いもしなかった、と氣にくわない気持

d

e

f

持ちでいたが、中の君に会ってしまつと、すべての罪が消えて ひたすら氣の毒にも悲しくも思

つた。

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限無し

■要素a 中の君と離れていた時…1点

・父(入道)と中の君が対面していない時であることがわかれば要素a加算。

■要素b 中の君が姉の夫と通じるとは…1点

・中の君の罪についての説明。姉の夫(大納言)と関係をもってしまつてこと。

■要素c 思いもしなかった、と氣にくわない気持ちでいたが…1点

・父の中の君の罪に対する評価↓「予想外」・「氣にくわない・不愉快」。どちらかがあれば要素c加算。

■要素d 中の君に会つてしまつと…1点

・父(入道)と中の君が対面した時であることがわかれば要素d加算

■要素e すべての罪が消えて…1点

・中の君の罪を「許す・消える」心情があれば要素e加算。

■要素f ひたすら氣の毒にも悲しくも思つた。…1点

・父入道が中の君に同情する心情があれば要素f加算

■その他：語順は不問。

問5

■文法空所補充問題

■模範解答 基準 配点：2点

な

■採点方法：各単独採点 別解無し

問6

■形式上の不備

- ・文末表現は不問。
- ・句読点の有無は不問

基準 配点：4点

■内容説明問題

■模範解答

a b c d

中の君が父である自分に先立たれた時は、この世のことを思い捨てて、この広沢で

せとということ。

■採点方法：各要素単独採点

■字数制限無し

■要素 a 中の君が父である自分に先立たれた時は：1点

- ・中の君より先に父（自分）が死ぬことがわかれば要素 a 加点。

■要素 b この世のことを思い捨てて：1点

- ・中の君がこの世のことはあきらめるということがわかれば要素 b 加点。

■要素 c この広沢で：1点

- ・「都に戻らず」または「広沢で・ここで」ということがわかれば要素 c 加点。

■要素 d 一生を過ごせとということ：1点

- ・中の君が「生きていくこと・一生を広沢で終えること」がわかれば要素 d 加点。

■その他：語順は不問。

問1

■形式上の不備

- ・「すべてひらがなで」という指定なので、一字でも漢字を書いている場合は、問1全体不可(0点)。
- ・句読点の有無は不問。

基準 配点 6点

■ひらがなによる書き下し問題

■模範解答

ははをしてご(が)うにいわ(は)しめていわ(は)く

- ・「いわ(は)しめて」を、「て」を書かず、「いわ(は)しめ」としているものは、1点減点。
- ・他は解答例のみ正解。一カ所でも間違いがあれば全体不可(問1＝0点)

問2

■形式上の不備

- ・文末表現は不問。
- ・句読点の抜けは不問。

基準 配点：8点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A B C
あなたが、私を殺したことで罰を受けた。として

D E

私にとって、何の利益が~~あろうか~~、いや、何の利益もない。

■採点方法：各要素単独採点

要素A「君」の解釈＝あなたが：1点

- ・「あなたが」の意が文中になれば、要素A加減無し
- ・同意例：「君が」「おまえが」「あなたが」など

要素B「我が命を償ふ」の解釈＝私を殺したことで罰を受けた：3点

- ・「私(＝張福)を殺したことで罰を受けた(受ける)」という内容が表現できていれば可。
- ・「罰」の内容については問わない。(「私を殺した罪で死刑になっても」「逮捕されても」も可。)
- ・「(里豪(村の有力者・有力者)が)張福を殺した」ことに触れていないものは、要素B1点減点。
- ・「(里豪(村の有力者・有力者)が)罰を受ける」ことに触れていないものは要素B2点減点。

要素C「とも」の解釈＝としても：1点

- ・同意例「たとえ」としても「もし」としても「〜としても」「〜でも」など。

要素D「我が与に」の解釈＝私にとって：1点

・同意例「私に」「私のために」など

要素E「何の益かあらん」の解釈⇨何の利益があるのか、いや、何の利益もない…2点

- ・「何の（全く）利益もない」「何の（全く）得もない」の意味が表現できていれば可。
- ・「何の利益（得）があるだろうか」「いや」の有無は問わない。
- ・疑問の部分「何の利益があるだろうか」のみで、「何の利益もない」の部分がないう場合は、要素E 1点減点。
- ・「益」を「利益」「得」のように具体化せず、「何にもならない」としている場合は、要素E 1点減点。

問3

■形式上の不備

- ・返り点をつける問題なので、返り点以外のもの（送り仮名など）を一カ所でも書いている場合は、たとえ返り点が正しくても、問3全体不可。

基準 配点：6点

■白文に返り点をつける問題

A

乗_レ我_レ未_レ絶、

B

我_レ到_レ官_言失_レ足_二墮_二橋_下。

■採点方法：A・Bそれぞれ完全解答のみ正解。

A 乗_二我_レ未_レ絶 …2点

・解答例のみ正解。一カ所でも誤りがあれば、要素A不可（A=0点）

B 我_レ到_レ官_言失_レ足_二墮_二橋_下。

・解答例のみ正解。一カ所でも誤りがあれば、要素B不可（B=0点）

問4

■形式上の不備

- ・文末表現は不問
- ・句点の有無は不問

基準 配点：7点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A B

被害者の張福自身が、橋の下に落ちたのは自分が足をすべらせたからだという

C D

供述を書いたため、里豪を殺人の罪に問うことができなくなったということ。

■採点方法：各要素単独採点

要素A 前半の主語⇨被害者の張福自身が…1点

・同意例「張福が」「被害者が」「殺された者が」の意であれば可。
要素B 張福の供述書の内容⇨橋の下に落ちたのは自分が足をすべらせたからだという…2点
・「川に落ちたのは自分のせいである」または「自分を川に落としたのは里豪（土地の有力者）ではない」という内容であれば可。

・ただし、供述書を書いた時点ではまだ張福は生きていたので、「私を殺したのは里豪ではない」「私は里豪に殺されたのではない」という内容である場合は、要素B不可（B⇨0点）。

・「橋の下（川）に落ちた（落とした・落とされた）」ことに触れていないものは、要素B 1点減点。

要素C 供述を書いた…1点

・同意例「供述した」「告白した」「証言した」などであれば可。

・「ため」「から」の要素の有無は不問。

要素D 「如何ともする無きなり」の具体化⇨里豪を殺人の罪に問うことができなかった…3点

・同意例「里豪を罰する（捕らえる）」ことができなかった」の意であれば可。罪の内容（殺人）の有無は問わない。

・「里豪を釈放するしかなかった」も可。

・ただし、「里豪を釈放した」は、「どうしようもない」というニュアンスがないので、要素D 2点減点。

・「里豪（村の有力者・有力者）」がないものは、要素D 1点減点。

・「どうすることもできなかった」「どうしようもなかった」「それ以上何もできなかった」という直訳のみで、具体的に何ができなかったのかを説明していない場合は、要素D 2点減点。

・主語を官吏でなく里豪として、「里豪は殺人罪から逃れることができた」としている場合は、要素D 2点減点。

問5

■形式上の不備

・文末表現は不問。

・句点の抜けは1点減点

基準 配点…8点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A B

偽りの供述をして 里豪を殺人の罪から救う代わりに、

C D

母と子の面倒を見てほしいという 張福との約束を里豪が守らず、

E

その報いを受けたため。(60字)

■採点方法…各要素単独採点

■字数…六十字以内 二十九字以下のものは全体不可(0点)

要素A 約束の内容(1) 偽りの供述をして…1点

・「(張福が)偽りの供述をする」「里豪(村の有力者・有力者)は無実だと言う」「川に落ちたのは自分の

落ち度だと言う」という内容であれば可。

要素B 約束の内容(2) **里豪を殺人の罪から救う代わりに…2点**

- ・「里豪(村の有力者・有力者)が罪にならないようにする代わりに」という内容であれば可。
- ・「(里豪が)罪から救われたが、その代わりに」という表現でも可。
- ・「罪から救う」要素がなく、単に「里豪(の命)を助ける」となっているものは、要素B不可(B=0点)。
- ・「く代わりに」「く代償に」の要素がないものは要素B 1点減点。
- ・ただし、里豪が張福の母子の面倒を見ることが張福の供述の代償であることがわかる場合は減点しない。

要素C 約束の内容(3) **母と子の面倒を見てほしい…2点**

- ・「(里豪が)母と子を養う」という内容であれば可。
- ・「くてほしい」という形でなく、「く見るといふ」という形でも可。

要素D **約束を守らず…2点**

- ・「約束を守らなかった」「約束を裏切った」という内容であれば可。
- ・「(里豪が)母子の面倒を見なかった」ことに触れていても、それが張福との約束に背くことであると表現できていない場合は、要素D不可(D=0点)。
- ・逆に、「約束を破った」という表現はなくても、母子の面倒を見るのを怠ることが約束を破ることであるとわかる場合は要素D可。

- ・「願いに背いた」「願いを無視した」という内容は、要素D 2点減点。

要素E 「報」の具体化 **その報を受けた…1点**

- ・「報い・報復・復讐を受けた」という内容であれば可。
 - ・「天罰」「罰が当たった」という内容でも可とする。
- その他

- ・「張福」が一度も用いられておらず、

「偽りの供述をした者」が張福であること

「母子」が張福の母子であること

約束をした相手が張福であること

「報い」が張福によるものであること

のいずれかが明らかになっていない場合は、1点減点。

- ・「張福」を単に「福」としている場合も、「張福」を用いていないことと同様にみなす。

問6

基準 配点…5点(1点×5)

■漢字の読みを送り仮名を含めて平仮名で書く問題

■模範解答

- a まさに
- b にわ(は)かに
- c すこぶる
- d つい(ひ)に
- e また

■採点方法…解答例のみ○。

問7

■形式上の不備

- ・ 6個以上の選択肢を選んだ場合はたとえ正解が含まれていても不可(問7＝0点)。
- ・ () の有無は不問。

基準 配点：5点(1点×5)

■文学史問題

■模範解答

(イ)(オ)(カ)(キ)(ケ)

■採点方法

- ・ 5個以内の選択肢を選んでいる場合は、正解一つにつき1点を与える。
- 不正解の選択肢があっても減点はしない。